

神奈川県立足柄上病院災害時救護場所等  
整備事業に関する事業認定の理由

- 第1項 起業者の名称 神奈川県
- 第2項 事業の種類 神奈川県立足柄上病院災害時救護場所等整備事業
- 第3項 起業地 神奈川県足柄上郡松田町松田
- 第4項 1 収用の部分 惣領字五反田地内
- 2 使用の部分 なし
- 3 事業の認定をした理由 平成15年9月12日に神奈川県より申請のあった神奈川県立足柄上病院災害時救護場所等に関する事業認定の理由は、以下の要件への適合性
- 1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性

に つ い て  
本 件 事 業 は 、 土 地 収 用 法 第 3 条 第 2 4 号 に 掲  
げ る 「 地 方 公 共 団 体 が 設 置 す る 病 院 」 に 関 す  
る 事 業 に 該 当 す る 。  
こ の た め 、 本 件 事 業 は 、 土 地 収 用 法 第 2 0 条  
第 1 号 の 要 件 を 充 足 す る と 判 断 さ れ る 。  
2 土 地 収 用 法 第 2 0 条 第 2 号 の 要 件 へ の 適 合 性  
に つ い て  
本 件 事 業 は 、 医 療 法 ( 昭 和 2 3 年 法 律 第 2 0 5  
号 ) 第 3 1 条 に 定 め る 公 的 医 療 機 関 で あ る 神 奈  
川 県 立 足 柄 上 病 院 ( 以 下 「 足 柄 上 病 院 」 と い  
う 。 ) に お い て 災 害 時 救 護 場 所 等 の 整 備 を 行  
う 事 業 で あ る 。 本 件 事 業 の 起 業 者 で あ る 神 奈  
川 県 は 、 医 療 法 第 3 0 条 の 5 第 1 項 に お い て 、  
「 地 方 公 共 団 体 は 、 医 療 計 画 の 達 成 を 推 進 す  
る た め 、 病 院 又 は 診 療 所 の 不 足 し て い る 地 域

に措置と有る条3 (1) におお置をける病院又は診療所との整備その他必要ならぬ  
お置をける病院又は診療所との整備その他必要ならぬ  
とす以上第2号の用法第20条第3号の要件への適合性  
以第2号の用法第20条第3号の要件への適合性  
土地収用事業の施行により得られる公共の利益  
第2号の用法第20条第3号の要件への適合性  
土地収用事業の施行により得られる公共の利益  
近畿、東海、関東、直下、地震及指  
び神奈川、東海、関東、直下、地震及指  
摘され、東海、関東、直下、地震及指  
強地、東海、関東、直下、地震及指  
災害、東海、関東、直下、地震及指  
病院に、東海、関東、直下、地震及指

る。度へ別院こ一用南ける通憩件  
れ急関判う病るア活館けの本  
さ緊機度行、すリに号。おか等、  
想る療症をは保ト等3るにほ者ら  
予よ医重)て確。の業院あ時る患か  
がにの者。いをるで作病で害な来と  
と状他患うおスあ外け上の災と外こ  
こ病びるいにーで屋分柄も、能、る  
るの及めと院ペ況に仕足るり可者き  
す等別決」病ス状時のてすよが患で  
中傷判をジ上ジな害材し備にジ院用  
集重の位一柄一難災資と整行一入利  
が、療順ア足ア困、援等を施アもも  
等傷治先リ、リには救所地のりてて  
者軽の優トがト的業び場土業トいし  
傷、ての「るに理事及護接事なおと  
負、じ送下あ内物件業救隣件的に場  
のの応搬以が物は本作るの本率時の  
く、その(要建とジす側効常い

- 事業の施行により得られる利益は相当程度  
存する。認められる。より失われる利益につ  
(2) 申請事業の施行により失われる利益につ  
いて一方、本件事業の施行により失われる利  
益に、工事期間中の騒音、振動が工事環境  
易な与え影響は軽微であること考えられ  
に代替案の検討について  
(3) 本件事業の起業地の選定にあたっては、  
足柄上病院に隣接し、必要面積(約700m<sup>2</sup>)  
)を上回る規模の起業地は、3箇所に存在する  
が、本件及び本室の起業地は、3箇所の施設が設置され  
て、手術室及び足柄上病院3号館の救急出入口への

アクセスが最も容易であること及び事業費の面でも優れていること等から最も適切であると認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の手法は代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について



(3) 収用する公益上の必要性  
以上にかんがみれば、本件事業は、土地  
を収用する公益上の必要があること認められ  
るため、土地収用法第20条第4号の要件を  
充足すると判断される。

5 結論  
1 から4までにおいて述べたように、本件  
事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足  
する判断される。以上  
の理由により、本件事業について、土地  
収用法第20条の規定に基づき、事業の認定  
第5条の土地収用法第26条の2第2項の規定によ  
る図面の縦覧場所 神奈川県足柄上郡松田町  
役場